

## はまふうどコンシェルジュの活動支援



# 2025 年度 奨励事業及び補助事業募集案内

### 目的

この制度は、はまふうどコンシェルジュ個人および所属する団体が行う地産地消活動に対して、奨励金の交付や新規事業の経費を補助することにより、地域での地産地消活動が一層充実し、地産地消が推進されることを目的として実施します。

### 概要

皆様の実施する様々な地産地消活動に対し、**奨励事業**と**補助事業**の2つの支援メニューにより、支援します。それぞれの事業で、対象者の要件や対象となる活動、支援する内容等が異なりますので、詳細は次ページ以降をご参照ください。

### 実施期間

2025年4月1日から2026年3月上旬頃まで

### 申請方法

申請の前に**事前相談**を行いますので、**必ず事前相談日の電話予約**をお願いします。

なお、申請から奨励金および補助金交付までの流れについては最終ページをご覧ください。

申請に必要な様式については、お問合せいただいた方に農業振興課から郵送または E-mail でお送りします。

●事前相談場所：横浜市みどり環境局農業振興課（中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所23階）

●電話予約/事前相談 時間帯 午前9：00～11：30 / 午後13：00～16：45

（土日祝日および年末年始を除く）

●連絡先：045-671-2639

### 受付終了について

本事業については、毎年度、予算の範囲内で実施しますので、予算が終了した時点で申請の受付を終了させていただきます。

### 事業実施に関する根拠法令等（要綱）

横浜市はまふうどコンシェルジュ育成事業実施要綱

横浜市はまふうどコンシェルジュ活動事業補助金交付要綱

奨励事業は次のどちらかに該当するものとし、事業の種類・内容に応じて奨励金を交付します。

(1) 市内産農畜産物の市民への提供機会の創出に関するもの

(2) 生産者および生産地と市民がふれあう機会の創出に関するもの

# 奨励事業

対象：個人・団体

## 奨励事業の種類、事業種目及び交付基準等

区分	奨励事業の種類	事業内容・奨励事業の交付基準	奨励金額
1	市民を対象としたマルシェの企画・実施(特定の参加者に販売を限定するものは不可)	(1) 単日型 市内産農畜産物、あるいは市内産農畜産物を使用した加工品等を1戸以上の農業者の代行として、市内で行うマルシェの企画・運営。 (交付基準) ・ 農業者1戸以上と連携、協力すること。 ・ マルシェの開催時間は2時間以上とすること。 ・ 来場者が30名以上見込まれること。 ・ チラシやホームページ等で積極的な広報を行うこと。	15,000円/回
		(2) 期間型 市内産農畜産物、あるいは市内産農畜産物を使用した加工品等を3戸以上の農業者の代行として、市内で年間3回以上実施するマルシェの企画・運営。 (交付基準) ・ 開催の都度、農業者3戸以上と連携、協力すること。 ・ マルシェの開催時間は1回につき3時間以上とすること。 ・ 来場者が1回につき50名以上見込まれること。 ・ 年間3回以上、同じ場所で開催されること。 ・ チラシやホームページ等で積極的な広報を行うこと。	50,000円/回
2	農作業体験教室の企画・実施	(1) 単日型 市内における農作業体験教室の企画・実施。 (交付基準) ・ 一般公募(横浜市民に限る)で参加人数が10人以上見込まれること。 ・ 単なる収穫体験ではなく、横浜の農業や地産地消に関する説明を行うこと。 ・ チラシやホームページ等で積極的な広報を行うこと。	20,000円/回
		(2) 期間型 市内における一連の栽培から収穫、加工等を行う農作業体験教室の企画・実施(当該活動で得た収穫物を使用した農産加工教室も含む)。 (交付基準) ・ 一連の栽培から収穫、加工等で連続3回以上実施すること。 ・ 一般公募(横浜市民に限る)で各日参加人数が10人以上見込まれること。	50,000円/回

### <備考>

- ① それぞれチラシやHP等で、積極的な広報を行うことが共通条件です。
- ② 区分1(1)について
  - ・ 同一の申請者が複数回申請を行う場合、1年度内3回までを対象とする。
  - ・ 申請者が異なる場合であっても同一場所における同一事業での申請は1年度内に3回までを対象とする。
- ③ 区分1(2)について
  - 申請者が複数回申請を行う場合で、開催場所が異なる場合に限って1年度内3回までを対象とする。
- ④ 区分2について
  - 1年度内(1)単日型(2)期間型それぞれ1回までを対象とする。

### 対象者の要件（次の①～③すべての要件に該当）

- ①個人の場合は、自らが活動を実施するはまふうどコンシェルジュであること。団体の場合は、団体の代表者または役員がはまふうどコンシェルジュであること
- ②横浜の農業・農畜産物のPRや地産地消に寄与する活動を目的とする個人、法人または任意の市民団体であること
- ③横浜市内で活動を実施している個人、法人または任意の市民団体であること

※ただし、政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体による活動や他の団体等が企画募集する活動などは対象になりません。

### 申請に必要な書類

活動を開始するおおむね1か月前までに、次の書類を市長に提出してください。

- ① 奨励事業実施申出書 ② 定款、規約、会則等（個人の場合は不要）
- ③ 会員名簿・役員名簿（個人の場合は不要） ④ 団体および個人の活動内容がわかる書類
- ⑤ 実施計画書 ⑥ その他市長が必要と認める書類

## 補助事業

補助事業は次のいずれかに該当するものとします。

- (1) 横浜市内産の農畜産物の消費拡大に寄与するもの
- (2) 横浜の農業、農畜産物のPRに寄与するもの
- (3) 地産地消の社会的意義などを普及啓発するもの
- (4) その他、地産地消等に寄与するもので、特に市長が必要と認めたもの

### 対象：団体のみ

※審査会等によりその事業内容、事業に係る経費等を精査し、補助金の交付を決定します。

補助事業の種類、事業種目及び交付基準等		
対象とする経費	内 容	補助割合
使用料及び賃借料	会場、機材、バス等の借上げ料等	左記の 1 / 2 以内 ただし、1,000円 未満の端数を切り 捨てた金額とする。
消耗品費	当該事業にのみ使用する消耗品等	
報償費	外部講師等に対する謝金等	
委託費	製品、チラシ、パンフレットのデザインや会場設営等の委託料等	
印刷製本費	製品、チラシ、パンフレット等の印刷料等	
広報費	当該事業に係る郵送料等	
その他	その他必要と認められるもの	
※団体の人件費及び事務所賃借料、光熱水費等の管理費及び交通費、電話代等のほか、所属会員等の飲食費、手当、保険料は対象になりません。		

### 補助限度額・期間

- ①補助限度額は **1 団体当たり 1 年度 250,000 円**
- ②補助期間は、連続して3年までとし、その場合は毎年度申請するものとする

### 対象者の要件（次の①～④すべての要件に該当）

- ①代表者または役員がはまふうどコンシェルジュであること
- ②横浜の農業・農畜産物のPRや地産地消に寄与する活動を目的とする事業に自主的に取り組む法人または任意の市民団体であること
- ③横浜市内で活動を実施していること
- ④次年度以降も継続して活動する見込みがあること

※ただし、政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体による活動や他の団体等が企画募集する活動などは対象になりません。

### 申請に必要な書類等

活動を開始するおおむね2か月前までに、次の書類を市長に提出してください。

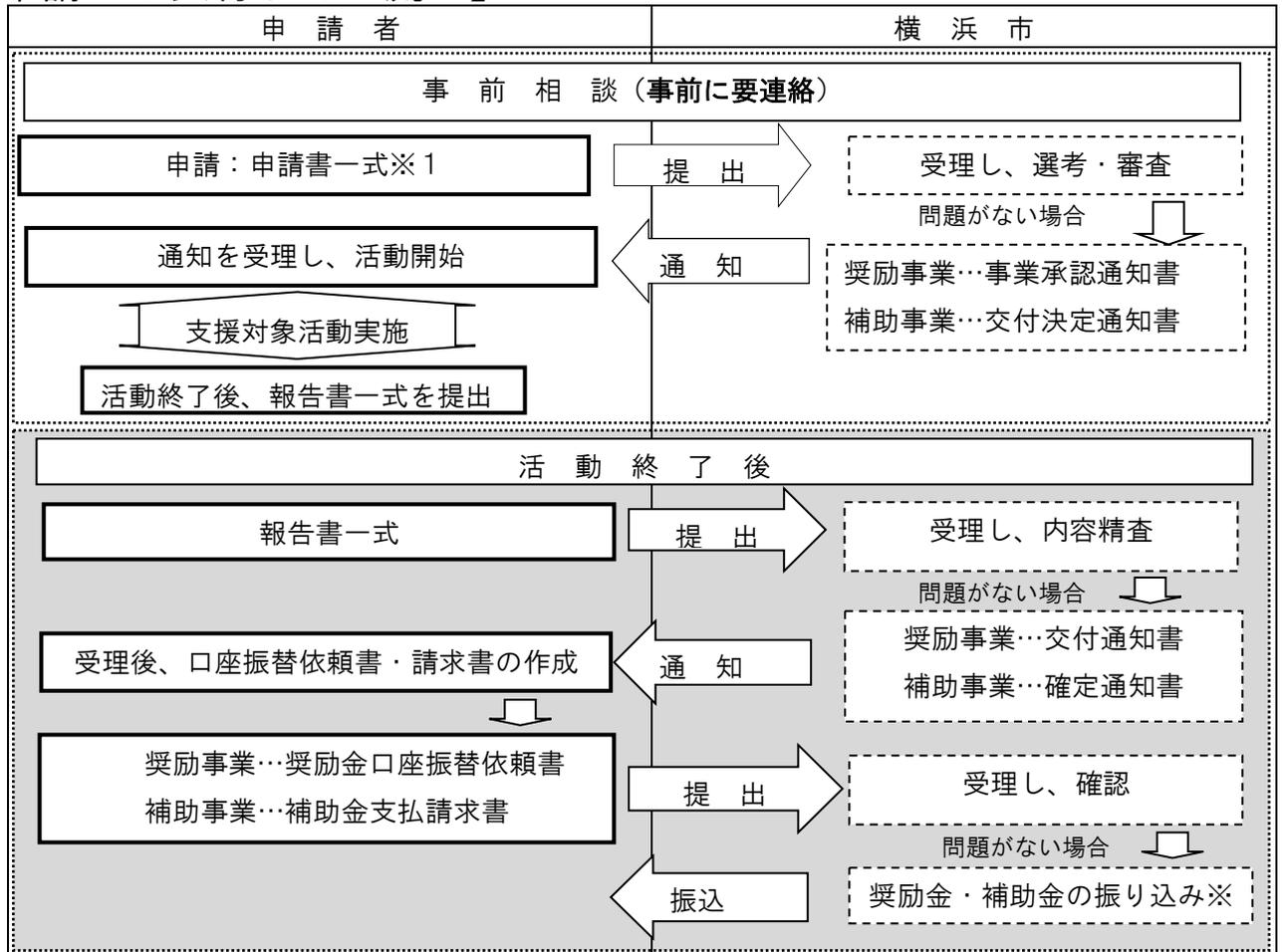
- ① 補助金交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 事業スケジュール
- ④ 収支予算書
- ⑤ 定款、規則、会則等
- ⑥ 会員名簿または役員名簿
- ⑦ 団体の活動内容等がわかる書類
- ⑧ 見積書等、対象経費の内訳のわかる資料
- ⑨ 同意書※
- ⑩ その他市長が必要と認める書類

※以下の内容に同意するものとする。

ア：補助事業の周知及び広報への協力、イ：補助事業に関する写真の提供及び使用許可、

ウ：処分制限期間内の使用に関する事前報告及び協議、エ：処分制限期間における事業実施状況の報告

## 【申請から交付までの流れ】



※1 提出書類は、事業の種類により異なりますので、相談・申請時にご案内します。

※2 補助金、奨励金は、銀行口座への振り込みとなります。

### 書類の保存

補助事業に関しては、活動に関わる経費の収入及び支出を明かにした書類、帳簿並びに領収書等を事業完了後から5年間保存します。

### 個人情報・「横浜みどりアップ計画」のPR等・情報公開について

○応募書類から得た個人情報は、選考、本人への連絡など事務作業で使用します。

また、法令で認める場合を除き、本人の同意なく上記目的以外に使用することはありません。

○奨励金、補助金を受けた団体等は、「横浜農場※」及び「横浜みどりアップ計画」のPRにご協力いただきます。また、団体等の名称と事業の概要をみどり環境局のホームページ等を通じて紹介する場合があります。



※横浜農場とは…

食や農に関わる多様な人たち、農畜産物、農景観など、横浜らしい農業全体を一つの農場として見立てた言葉です。横浜市では、「横浜農場」を活用したプロモーション等により、都市農業の活性化を図っています。

### 問合せ・申請先

横浜市みどり環境局農業振興課 TEL：045-671-639 FAX：045-664-4425

Email：[mk-tisantisho-news@city.yokohama.lg.jp](mailto:mk-tisantisho-news@city.yokohama.lg.jp)